

第 20 回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 31 年 2 月 25 日 (月) 午前 9 時 30 分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 三階委員会室
3. 出席委員 (10 人)

1 番 鈴木 寛幸	2 番 木村 朝子	3 番 須藤 利美
4 番 高橋 幸子	5 番 舩山 彰夫	6 番 横澤 謙次
7 番 安部 数幸	8 番 伊藤 悟	9 番 朝倉隆一郎
10 番 井上 禎夫		
4. 欠席委員
5. 農業委員会事務局員 齋藤浩事務局長 大谷部良明局長補佐 菅野邦彰主任 佐藤克宣主事
6. 議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第 55 号 農地法第 18 条の規定による報告について

日程第 4 報告第 56 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

日程第 5 議案第 56 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 57 号 飯豊町農用地利用集積計画の承認について

日程第 7 議案第 58 号 飯豊町農業振興地域整備計画の変更に対する
意見について

日程第 8 議案第 59 号 飯豊町の農業の振興に関する計画の変更に対する
意見について

議長 (会長 井上 禎夫 議長席に着席する。)

昨日は、天皇陛下 30 周年記念式典が盛大に行われた報道がありました。平成も残す所、あと 2 か月少しとなりました。また今年は暖冬で、暖冬の年は雪が多いという統計上だったそうですが、今年は雪が少なく、来月あたりからは春作業が始まるのではないかという感じであります。また、忙しい季節がやってきます。みなさん、体には十分気を付けて励んで頂きたいと思います。

ただ今より第 20 回飯豊町農業委員会総会を開催します。定足数に達しておりますので、会期は成立いたします。それでは議事に入ります。日程第 1 「会議録署名委員の指名について」運営内規第 8 条の規定により、5 番舩山彰夫委員、6 番横澤謙次委員を指名致します。日程第 2 「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが異議ございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、本日 1 日限りといたします。それでは日程第 3 報告第 5 5 号「農地法第 1 8 条の規定による報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部補佐 農地法 1 8 条の規定の解約の報告がありましたので、報告致します。

1 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字吉原 4170 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 34,630 m ²	
2 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字萩曾根 3605 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 4,456 m ²	
3 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字下椿東 3037	
	地目地積	田 1 筆で 9,068 m ²	
4 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字中塩波 2066 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 1,077 m ²	

5 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字中塩波 2060-2	
	地目地積	田 1 筆で 66 m ²	
6 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字稻荷林 2029-2 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 1,221 m ² 「	
7 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字荒館 2945-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 5,397 m ²	
8 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字原 3104	
	地目地積	田 1 筆で 1,081 m ²	
9 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字中椿 3360 はじめ 8 筆	
	地目地積	田 8 筆で 18,210 m ²	
10 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字新田 3188 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 5,720 m ²	
11 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字山王原 2318 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 5,128 m ²	
12 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字実相坊 3670 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 3,622 m ²	
13 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字実相坊 3670 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 3,622 m ²	

14 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中宇山王原 2384 はじめ 7 筆	
	地目地積	田 7 筆で 11,834 m ²	
15 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中宇山王原 2384 はじめ 7 筆	
	地目地積	田 7 筆で 11,834 m ²	
16 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	川内戸字下館 426 はじめ 7 筆	
	地目地積	田 7 筆で 13,602 m ²	
17 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中宇荒館 2953-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 7,583 m ²	
18 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中宇荒館 2953-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 7,583 m ²	
19 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字中椿 3337-1	
	地目地積	田 1 筆で 663 m ²	
20 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	上原字中角間田 530 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 4,761 m ²	
21 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字開発 2925 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 13,215 m ²	

1 番の案件ですが、〇〇〇になる予定であります。2 番～11 番の案件は、農地中間管理機構に貸付ける予定であります。12 番・13 番の案件は、農地の売買によるための解約であります。14 番～16 番の案件は、農地中間管理機構に貸付ける予定であります。17 番の案件は、期限が切れての解約で、

借受人は 18 ページにも出て来ますが、〇〇〇であります。19 番の案件は、農地中間管理機構に貸付ける予定であります。20 番の案件は、借受人が〇〇〇から〇〇〇に変更になったための解約になります。21 番の案件は、農地中間管理機構に貸付ける予定であります。以上、21 件ご報告致します。

議長 報告でございますので、ご了承ください。それでは日程第 4 報告第 5 6 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部補佐 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について説明させていただきます。

1 番	申出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	中宇小林 2673-1 はじめ 10 筆	
	地目地積	田 9 筆畑 1 筆で 34,706 m ²	

1 番の案件は、平成 30 年 9 月 12 日相続によるもので、あっせんの希望はありません。以上、1 件について報告致します。

議長 報告でございますので、ご了承ください。それでは日程第 5 議案第 5 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部補佐 それでは、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明させていただきます。使用貸借の新規が 1 件、更新が 2 件、合計 3 件であります。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字川原 844-1 はじめ 19 筆	
	地目地積	田 13 筆畑 6 筆で 37,853 m ²	
2 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字西上代二 132-1 はじめ 15 筆	
	地目地積	田 13 筆畑 2 筆で 26,237 m ²	
3 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字舟越三 2360-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	畑 4 筆で 502 m ²	

以上 3 件につきまして農地法第 3 条第 2 項の各号に該当せず、許可要件を満たしており問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 　　ただいま事務局の説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしく申し上げます。

6 番横澤委員

横澤委員 　　1 番の案件でございますが、〇〇〇、〇〇〇、親子関係でありまして、農業をやりたいということで、長年勤めていた会社を退職しまして、今年の 1 月、農業経営を引き継いだということでした。認定農業者を受けているということでありましたので、特に問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 　　他にございませんか。5 番船山委員

船山委員 　　3 番の案件でございますが、更新ということで、なんら問題ないと思われまますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長 　　他にございませんか。4 番高橋委員

高橋委員 　　2 番の案件ですが、〇〇〇は親子関係であります。〇〇〇は、勤めながら一生懸命、米作りに励んでいる方で、なんら問題ないと思われまますので、よろしく申し上げます。3 番の案件は、船山委員が説明した通りですが、この方は、元々小白川に住んでいましたが、添川に移譲して、〇〇〇が小白川に通って、畑を耕作していることですので、なんら問題ないと思われまます。

議 長 　　それでは、これから質疑に入ります。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明が有りましたら、宜しく申し上げます。格別内容でしたら、承認することに賛成の挙手を求めます。

委 員 　　全員挙手

議 長 　　挙手全員です。承認することに決定致しました。それでは日程第 6 議案第 5 7 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部補佐 　　それでは、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明いたします。所有権移転が 3 件、農地中間管理機構への利用権設定が 17 件、新規の利用権設定が 1 件、利用権の再設定が 14 件、合計 35 件であります。

1	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字実相坊 3670 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 3,622 m ²	
2	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字東天神 2588	
	地目地積	田 1 筆で 1,600 m ²	
3	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字中洞一 6415	
	地目地積	田 1 筆で 2,000 m ²	
4	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字山王原 2245-1 はじめ 9 筆	
	地目地積	田 9 筆で 22,001 m ²	
5	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字東佐内屋敷 3835-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 3,735 m ²	
6	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字小山 3303-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 13,130 m ²	
7	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字宮ノ前 4521	
	地目地積	田 1 筆で 1,942 m ²	
8	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字館沢壺 2221-1 はじめ 11 筆	
	地目地積	田 11 筆で 12,446 m ²	
9	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字萩曾根 3605 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 4,456 m ²	

10	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字中椿 3297-2 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 3,768 m ²	
11	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字新屋敷 3418-1 はじめ 14 筆	
	地目地積	田 14 筆で 33,242 m ²	
12	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字下椿東 3037	
	地目地積	田 1 筆で 9,068 m ²	
13	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字東上代一 5332 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 3,720 m ²	
14	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	松原字町北 1633 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 3,655 m ²	
15	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	松原字中野 1460 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 3,752 m ²	
16	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字開発一 449-8 はじめ 8 筆	
	地目地積	田 8 筆で 8,176 m ²	
17	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字沼沢 4241-1	
	地目地積	田 1 筆で 221 m ²	
18	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	白川字街道南 452	
	地目地積	田 1 筆で 9,653 m ²	

19	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	川内戸字下館 426 はじめ 7 筆	
	地目地積	田 7 筆で 13,602 m ²	
20	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	広河原字原崎 545-3 はじめ 9 筆	
	地目地積	田 9 筆で 8,384 m ²	
21	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字吉原 4170 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 34,630 m ²	
22	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字荒館 2953-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 7,583 m ²	
23	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字山崎 3778	
	地目地積	田 1 筆で 2,920 m ²	
24	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字八幡 4100-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 1,420 m ²	
25	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字中椿 3293	
	地目地積	田 1 筆で 971 m ²	
26	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字中洞一 6385 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 5,934 m ²	
27	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字中洞二 6502 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 11,655 m ²	

28	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字中洞三 6693 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 11,681 m ²	
29	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字下町一 621 はじめ 7 筆	
	地目地積	田 7 筆で 7,316 m ²	
30	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字中洞一 6402	
	地目地積	田 1 筆で 3,257 m ²	
31	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	宇津沢字中田 450 はじめ 9 筆	
	地目地積	田 9 筆で 16,842 m ²	
32	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	宇津沢字泉 188-9 はじめ 8 筆	
	地目地積	田 8 筆で 14,763 m ²	
33	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字下川原 2855-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 11,051 m ²	
34	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字下川原 2855-2	
	地目地積	田 1 筆で 434 m ²	
35	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字高橋 3206-1	
	地目地積	田 1 筆で 3,009 m ²	

以上 35 件については、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。先に、売買の 1、2、3 番の案件について、事

務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願い申し上げます。伊藤委員

伊藤委員 1 番の案件ですが、〇〇〇が高齢でありまして、何年も前から〇〇〇にお願いと言うことで、賃貸契約は今までしておったんですが、今回、なんとか買って頂くということで、〇〇〇も了解したということで、単価的には安くないと判断していませんので、何ら問題ないと思われまして、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 他にございませんか。3 番須藤委員

須藤委員 2 番の案件ですが、所有権移転ですが、〇〇〇の田んぼが隣接していた〇〇〇は耕作が不可能になったということで、そのわきの、〇〇〇にお願いしたということでありました。金額も、双方の話合いということで、なんら問題ないと思われまして、付け加えまして、〇〇〇は機械利用組合もやっております、大変真面目な方でありまして、特に問題ないと思われまして、よろしくお願い申し上げます。

議 長 他にございませんか。4 番高橋委員

高橋委員 3 番の案件ですが、〇〇〇は元々、添川の昭和に住んでいましたが、現在は高島町に住んでおります。昨年、お母さんが亡くなったということで、売買となりました。以前に耕作していましたので、何ら問題ないと思われまして、よろしくお願い申し上げます。

議 長 続きまして、賃貸 21 番の案件から説明お願い致します。9 番朝倉委員

朝倉委員 21 番の案件ですが、〇〇〇の田を〇〇〇のお父さんの〇〇〇が耕作されておりました。先ほど説明がありましたが、〇〇〇の経営を引き受けて、〇〇〇が農業をやる。経営農地はそのまま継続して、〇〇〇が借受けるということです。なんら問題ないと思われまして、お願い申し上げます。続きまして、23 番の案件ですが、〇〇〇の田んぼを〇〇〇が耕作してまして、これも再設定で、〇〇〇は、息子さんと一緒に稲作を行っておられますので、なんら問題ないと思われまして、よろしくお願い申し上げます。

議 長 他にございませんか。3 番須藤委員

須藤委員 22 番の案件ですが、〇〇〇は一生懸命やっておられます。再設定ということで、今までも問題ないということで、別に問いただすような問題はないと思われましての

で、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 他にございませんか。1 番鈴木委員

鈴木委員 25 番の案件ですが、〇〇〇、〇〇〇、再設定です。今までも何ら問題なかったもので、今後もないと思われまますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 他にございませんか。5 番船山委員

船山委員 24 番の案件ですが、〇〇〇、〇〇〇ですが、再設定で今まで問題なかったもので、今後もないと思われまますので、よろしくお願ひ申し上げます。33 番、34 番ですが、〇〇〇と、〇〇〇は、再設定で、問題なかったもので、今後もないと思われまますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 他にございませんか。4 番高橋委員

高橋委員 26 番、27 番、28 番、30 番は新〇〇〇が耕作で再設定であります。これからも規模拡大で意欲ある担い手なので、何も問題ないと思われまますので、よろしくお願ひ申し上げます。29 番は、〇〇〇、〇〇〇。〇〇〇は推進委員でありまして、きゅうりと米つくりをしています。再設定ですので、何も問題ないと思われまますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 他にございませんか。7 番安部委員

安部委員 31 番、32 番の案件ですが、どちらも再設定であります。利用権の設定が 1 年となっているのが、借受の〇〇〇が高齢なので、何年出来るか分からないということで、1 年刻みで借りていくと言う話でした。何ら問題ないと思われまますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 他にございませんか。6 番横澤委員

横澤委員 35 番の案件であります、〇〇〇と、〇〇〇であります、再設定ありますので、何も問題ありませんでした。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 それでは、これから質疑に入ります。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明が有りましたら、宜しくお願ひします。格別内容でしたら、承認することに賛成の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。承認することに決定致しました。それでは日程第7議案第58号「飯豊町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

菅野主任 農業振興の菅野であります。私の方から説明させていただきます。別紙資料をご覧ください。飯豊農業振興地域整備計画の変更について、計画を変更したいので、農業委員会の意見を頂きたいと思えます。

農用地区域の変更であります。総面積は1,081㎡であります。除外の内訳につきましては、除外する土地の所在につきましては、大字中字原3104番、面積は1081㎡。除外も目的は住宅の建設。土地の地目は、登記簿、現況共、田であります。土地利用の規制はありません。土地改良事業との関連ですが、右岸県営圃場整備事業（S43～S52）に行われた所であります。7頁が事業計画であります。計画者は、〇〇〇。計画に係る事業目的は、住宅・カーポートの建築・家庭菜園及び排雪場の造成であります。事業計画及び事業概要を載せております。工期は平成31年8月着工、平成31年12月完了となっております。土地の所在、面積については先ほど説明した通りでございます。所有者は〇〇〇のお爺さんになる〇〇〇であります。

当該地域についてですが、地図、案内図を載せておりますが、〇〇〇の自宅の西側に孫さんが家を建てたいということでもあります。理由であります、現在居住の住宅が手狭となり、地権者の同意も得たことにより、本用地を譲り受け、住宅を新築するものであります。計画予定地を説定するにあたり、家庭菜園を営み希望もあるため用地の1部にそのスペースを確保し、又、積雪も多い事から、排雪場も十分に確保できる当該地が最適と判断し、計画地を判断しました。他の個別規制法は該当しません。

農作物に対する被害予想は、被害防除計画書を載せております。1m位盛土を行い、法面については土留めを行います。建物の高さは加減します。農業用排水路施設は、集落排水を使用する計画でありますので、被害等はないと思っております。

土地改良事業については、先ほど説明した通り、右岸県営圃場整備事業（S43～S52）で、8年以上経過しております。〇〇〇から同意書を頂いております。市町村長の検討表を載せております。法第13条第2項第1号の要件を満たすかどうかは、当該地は集落に接しており変更後も周辺の営農活動へ支障はなく、事業計画については確実性があり、変更する面積も妥当であります。本町としては、農用地区域内の土地であるがやむを得ないと判断しております。

以下は、先ほど説明した通りであります。なお、これから農振除外の協議を行いますが、協議が整り次第、農地転用の申請を皆様にもう一度お諮り頂くこととなります。以上、1件に皆様の意見を頂きたいと思えます。

議長 　　ただ今の説明において、ご意見、質問等ありましたら、お願い致します。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委員 　　全員挙手

議長 　　挙手全員です。承認することに決定致しました。それでは日程第8議案第59号「飯豊町の農業の振興に関する計画の変更に対する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

菅野主任 　　昨年、農振除外等の意見を伺った〇〇〇からのバイオマス発電施設にかかる農振除外の事業計画書であります。変更といたしまして、平成30年4月23日付申請した事業計画書について、当初予定していたバイオガスプラント計画地において土質調査をしたところ、軟弱地盤のため消化液貯留槽など重量構造物の不等沈下が懸念されるということで、バイオガスプラント事業用地を土質条件の良い西方の町道側に移動する計画になったため、事業計画を見直したということです。

事業予定地は、飯豊町大字添川地内、事業面積は8,900㎡、事業工程は平成31年7月から工事着工、平成31年12月12月から試運転開始、平成32年1月から本稼働いたす予定であります。事業計画地の状況については、変更のあった土地については、添川字袋谷3664-1面積488㎡地目は山林、所有者は〇〇〇。添川字袋谷3665-1面積286㎡地目は畑所有者は〇〇〇。添川字袋谷3666-1面積1,922㎡地目は畑、所有者〇〇〇。こちらの農地の場所について説明させていただきます。

バイオガスプラントの平面図を載せております。個別規制については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設設置等事前協議書を平成30年12月19日に提出しております。

今後ですが、土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更届出県環境エネルギー部水大気環境課を平成31年3月提出予定であります。水質汚濁防止法に基づく特例施設設置届出置賜総合支庁福祉課環境部環境課を平成30年3月提出予定であります。

景観法に基づく景観計画区域内における行為の届出置賜支庁建設部建設課へ平成31年3月に提出予定であります。

その他、農作物への被害はなし。該当する土地に関する土地改良事業はなしとなっております。地権者からの同意を頂いております。土地の賃貸借に関する覚書も取り交わしております。

被害防除計画書を載せておりますが、建物制限を行い、農業用施設に影響のないようしてまいります。以上、1件に皆様の意見を頂きたいと思っております。

議長 　　ただ今の説明において、ご意見、質問等ありましたら、お願い致します。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

議長 挙手全員で承認することに決定しました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第20回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。
(午前10時25分閉会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

平成31年2月25日

議長 _____

署名委員 (5番) _____

署名委員 (6番) _____